

令和2年第6回玉城町議会定例会会議録（第5号）

- 1 招集年月日 令和2年12月8日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年12月16日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 9番 坪井 信義
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	藤川 健	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優
保健福祉課長	奥野 良子	産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局長	中世古憲司
生涯教育課長	平生 公一	地域づくり推進室	中川 泰成	防災対策室長	見並 智俊
生活環境室長	山口 成人	地域共生室長	中西扶美代	監 査 委 員	中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 健一	同 書 記	宮本 尚美	同 書 記	村井 摩耶
--------	-------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

5番 前川 さおり 君
6番 山路 善己 君
 - 第 2 議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議について（討論・採決）
 - 第 3 議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第8号）（討論・採決）
 - 第 4 議案第88号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
 - 第 5 議案第89号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
 - 第 6 議案第90号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
 - 第 7 議案第91号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）

- 第 8 議案第92号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
- 第 9 議案第93号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算
（第1号）（討論・採決）
- 第10 議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
- 第11 発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について（討論・採決）
- 追加第1 選挙第2号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加第2 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（山口 和宏） ただいまの、出席議員数は、12名で定足数に達しております。

よって、令和2年第6回 玉城町議会定例会 第5日目の会議を開きます。

本日の定例議会に、9番 坪井信義議員から会議規則第2条の規定により欠席届が提出されておりますのでご報告します。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の、議事日程は お手許に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 前川さおり君、6番 山路善己君の2名を指名します。

◎日程第2 議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議について

○議長（山口 和宏） 次に、日程第2 議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議についてを議題にし、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第86号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3案第87号 令和2年度 玉城町一般会計補正予算(第8号)ないし

日程第10 議案第94号 令和2年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) 一括

- 議長(山口 和宏) 次に、日程第3 議案第87号 令和2年度 玉城町一般会計補正予算(第8号) ないし、日程第10 議案第94号 令和2年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され 審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会副委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 副委員長 中西友子君

- 予算決算常任委員会副委員長(中西 友子) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各会計補正予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を委員長に代わりご報告いたします。

去る12月11日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算(第8号) ないし、議案第94号 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) について、8件の議案審査を、12月14日 午前9時00分から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長 また関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において議論となりました主な事項の報告及び結果をご報告いたします。

まず、議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算(第8号) について、まず、歳入では、1款町税 入湯税の減額について、コロナ禍の影響のなかアスピーア玉城の今後の見通し、17款消防団充実強化促進補助金の増額については、女性消防団員の加入促進および装備品等の整備を図るための補正。22款諸収入 古紙類売払収入の減額について、古紙の需要悪化に伴う市場価格と町の売払単価との関係について。また、保育料無償化、障がいサービスの利用増による、地方交付税および臨時財政対策債の増額補正についての質疑がありました。続いて、歳出では、2款総務費 財産管理の修繕料については、外堀フェンスの更新。3款民生費 会計年度任用職員報酬の詳細な減額理由および保育士の現状について。8款土木費 地積調査業務委託料の減額について、県負担金の削減理由と今後の活動におよぶ影響について。また、同款、住宅費の空き家リフォー

ム事業の現状について、質疑がなされました。このほか、全体を通して、補正内容の詳細及び事業概要の再確認等の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、および議案第89号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）についての審議は、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護保険保険者努力支援交付金事業についての今後の健康づくり、支援等、事業展開について、質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、および議案第92号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）についての議案審議は、いずれも、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、利用者の減少、事業の見直し、今後の老人保健施設事業そのものの町としての考え方など質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）についての議案審議は、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（山口 和宏） これで、予算決算常任委員会副委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会副委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会副委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第87号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第87号 令和2年度 玉城町一般会計補正予算(第8号)は、副委員長の報告のとおり可決されました。

- 議長(山口 和宏) 次に、議案第88号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第88号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、副委員長の報告のとおり可決されました。

- 議長(山口 和宏) 次に、議案第89号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第89号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏）次に、議案第90号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員です。

したがって、議案第90号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏）次に、議案第91号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員です。

したがって、議案第91号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏）次に、議案第92号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第92号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏）次に、議案第93号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第93号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏）次に、議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。

本案は副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員です。

したがって、議案第94号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）は、副委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

- 議長（山口 和宏）次に、発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

10番 奥川直人君

- 10番（奥川 直人）ただ今、議長にお許しを頂きましたので、発議第10号 議会の議
員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせ
ていただきます。

提案者は、コロナ禍において、町長や職員の期末手当が人事院勧告により削減され、
住民の減収や失業など生活に影響が出ているだろうとのことで、議員の報酬を来年1月
から3月までの3か月間、額2万円、計一人6万円、議会議員全員で78万円減額しては
という提案であります。この提案は、小林豊議員、福田泰生議員から提出されたわけ
であります。この提案に対し、反対の立場で討論をしますが、その理由として4点ござい
ます。まず一つは玉城町でどれ程の影響が出ているのか、ある議員さんの質問に対して
提案者は、『町内に影響が出ていると思われる、具体的には分からない』と言うことで
あり、不明確であると言うことです。

町内の過去の色んな不運、災害を振り返れば、平成26年に降った大雪で農業施設が大
被害を受けた、町としても約5,600万円ほどですね、出しておるわけですが、また記憶
に新しい平成29年の台風21号災害も甚大でありました。こんなときも減額をしてはいま
せん。これらの災害等に比べればですね、国内は全体は別としましても、町内の影響は、
町民一人一人の皆さんが、コロナ感染対策である三密を避け、感染対策や行動をしっか
り守っておられることで、この結果になっているというふうに思います。しかし油断は
禁物ですが、現時点で、玉城町では大きな被害は出ているとは思えません。

また、町としてのコロナ対策で町単独事業での失業者支援・就職サポートを行ってい
ますが、申請が無いと言うことで、今回の議会でその支援金2,100万円を減額とした結
果となりました。玉城町のコロナ被害は国内全体でみると大変少ないとは言え、提案者
の状況分析が不十分である、議員報酬減額の提案理由は安易と言えます。次二つ目です。
減額する金額が適正なのかどうかということでもあります。確かに町長や職員のみなさん
は国の人事院勧告に基づき減額となっております。私たち同様の公務員特別職である町
長と比較をしてみると、今回の減収額は町長は年収約1,300万円ほど年収があるはずで
すが、減額額は46,800円、0.345%であります。議員は年収310万円ほどで減額額60,000
円、1.95%ということを提案されています。これは1.95%で町長の5.6倍の額になりま
す。何を比較対象とすべきかは別としましてもですね、議員報酬の減額の額、根拠をよ

く考えて提案していただきたいものだとこのように思います。次、三つ目ですが、減額したお金はどのように使うのかということをお聞きさせていただきました。使い方については、役場に使い方をお任せすると言うお考えでありました。本来、提案側として、わずかな金額ではありますが、わずかとはいえですね、このように使ってほしいという用途、使い道をはっきりと示すべきだと思います。このように使って欲しいと言う用途、使い道をはっきりと示すべきだと思います。お金は出すが、後はお任せでは、もしコロナの影響でお困りの方への、心に届かない支援となることも考えられます。議員としての支援活動につきましてはですね、するのであれば、何に持って欲しいと言う目的が、今回の場合は曖昧だと言えます。次4つ目、報酬を下げることは、何のために行うのか、目的、意義、その効果をお聞きしました。その答えは職員・住民との信頼関係づくりとおっしゃっていますが、信頼関係を築くのはお金でしょうか。身をきることでしょうか。私は常に信頼関係を築くとは、議会や議員としての役割をしっかりと果たし、『町民の福祉向上のため、町の財政を少しでも豊かに、防災含めた安全で安心して頂ける町づくりへの提案や提言などをしっかりと行う。そして、職員や町民のみなさんと共に町を育てて行く。町民の代表者でありリーダーとして、その役割をしっかりと果たすことにより、職員・住民との信頼関係が生まれるものと信じています。たとえば、そうした役割を果たし尽し、尚且つ状況が厳しいと言うことであれば、力及ばず身を切る覚悟はそれぞれの議員さんも当然お持ちだとこのように思っています。

提案者の、町の状況、額の根拠、その使い方など明確にされておらず、分析不十分のまま、ただ報酬を減額をすることによって、職員や住民と信頼関係を築けると言う安易なお考えでは同じ議員としてはなはだ賛成できません。

以上、議員各位におかれましても、趣旨を十分ご理解いただき、もし必要であれば、必要な場合は、町の状況や必要性を十分議会で調査・研究・検討し議会として総意のもとに提案すべきだと思います。宜しくご賛同頂きますようお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 次に賛成者の発言を許します。5番 前川さおり君

○5番（前川さおり） 議長の許可を頂きましたので、発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、町民のみなさまの困難に寄り添う立場から賛成討論をさせていただきます。

冒頭、今回のコロナウイルス感染症の蔓延におき、懸命にご対応頂いております医療従事者の方はもちろん、感染症対策にご協力されておられる全てのみな様に感謝と敬意を表したいと思います。

さて、発議第10号は令和3年1月支給分から3か月間の議員月額報酬を20,000円減額するものでございます。先に、当町では、町長以下職員の期末手当も減額となりました。

新型コロナウイルスにより、働く方の雇止め、給料の減額、事業者の方々の仕事の激減などはみなさま周知の事実と思います。おっしゃられるように具体的な数的根拠は持

ち合わせておりませんが、わが玉城町でも例外ではないと考えております。

議会議員として、町民の暮らしを支援するためにも、一刻も早い対策と財源確保が必要であると考えております。この難局へ「オール玉城」として挑む中で、この報酬減額を行うことは極めて自然の判断であると考えております。採択されますと1名6万円、よって前議員で78万円を予算に充てることができます。今回、削減された報酬の用途には敢えて触れられておりませんが、言わずもがな、この局面への財源確保に寄与して頂だけるものと理解をしております。用途が不明瞭とのお話もございますけれど、いわば一蓮托生で、新型コロナウイルス対策への財源確保に使って頂ける、そういう思いと受け止めております。

よって、この度の議員報酬減額を提案する本議案に賛成致します。議員各位におかれましては、昨今の状況を今一度、思案頂き、ご理解とご賛同頂けますようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 他にありませんか。

6番 山路善己君

○6番（山路 善己） 発議第10号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

最初に申し上げますが、明確な理由があつて、議員報酬を減額するのであれば、なんら反対するものではありません。それが今回、報酬の減額の発議には明確な理由がなく合理性に欠けています。ゆえに、今回は反対するものです。

先日の質疑の質問に答弁では、明確な理由にはならないかもしれませんがと発言され、ご本人もさして理由はないと考えていらっしゃると捉えました。皆さんも、そのようにお聴きになられたと思います。そして述べられた理由には、信頼関係を図るなど抽象的なことを述べられたにすぎず、合理的な理由はありませんでした。賛成討論でも、そういったことはないとおっしゃっておりました。

発議であれ如何なる上程議案の提出には、明確な理由が必要です。それを無くして、単なる世の中がコロナ禍であるとか、町民皆様のためにとか、そういった明確性に乏しい理由でことを進めては間違いを起こすもとなります。そしてそれも、後々まで影響を与えることになり、後で皆が困るだけです。

皆さんが議員に就任する前、何らかの法人の運営とか企業の経営に携わっておられた方については、事を進めるには、必ず明確な理由、合理的な理由があつて、初めて進めるものであると、十分理解されていると思います。運営・経営の経験者の方は、このような重大な案件を乏しい理由で行うことは、先ずありえません。

私たち議員も同じことなのです。一時の感情や周囲の影響を受けたりしての行動はあつてはならないのです。議員としての行動は、私情は捨て、何が正しいか、何を成すべきか、十分考慮した上で判断して進めなければなりません。

今回、南伊勢町は町長はじめ議員の皆さんが、自分の町の現状を十分理解されて、報

酬の減額をされたものです。伊勢市でも市長はもとより、議員皆さんの取られた行動は南伊勢町同様の確な行いであったと思っています。

年が明ければ個人の事業主さんの確定申告が始まり、確定申告に基づき町民税の概要が分かるのは、5月下旬から6月上旬になります。町民税が昨年と同額程度であれば、有難いことにコロナの影響を受けた方は少ないと考えられますが、反対に例年より目に見えて減少していれば、これは町民皆様の受けた不利益は大きいと考えられます。その時私たち議員は初めて、報酬の減額を考えればいいのではありませんか。減額に至る明確な理由があれば、誰も反対はしません。

今回、いくら議員発議の権利があるといえ、議員報酬を巡って、このように大切な玉城町議会で自分たちの報酬の件で、意見が分かれ討論をするということは、望ましい事ではありません。恥ずべきことだと思います。

今回は今回として、理由なき減額は進めることなく、その時が来たならば、次には皆で納得いくまで、どうすれば町民皆様のためになるかを考え、全員一致の下、議員発議をしようではありませんか。その時はまた、今回議員発議をされた方にしてもらったらよろしいのです。そのようにすれば今回のような混乱もなく、全員賛成で気分よく採決を終え議会も閉会できます。

今は、一旦待つことが賢明だと思います。先ほどの賛成の答弁で、困難に寄り添う、その気持ちは大変良いことだと思います。しかし、難局とおっしゃいましたが、これも具体性に乏しい、その理由は明らかになっておりません。そしてですね、職員さんの給料の減額をしたとおっしゃいましたが、これ臨時会でみなさんよくご存じのはずです。私は明確な理由を挙げて、私は反対しました。もう一人の議員さんも反対してくれました。この原因を作ったのはみなさんやないですか。そのみなさんが賛成とか発議するのは大きな矛盾ですよ。そのことはしっかりと考えていただきたい。そう思います。現在の玉城町の情勢は町長が一番よくご存じだと思います。そういった情報は町長に集まってくる仕組みになっておりますから、そして、町長が静観されている以上、私は、今現在玉城町の住民のみなさん、大きな困難に直面していないと思います。これは6月の税込、これを見て大きく減額しておれば、これは本当に町長自ら、今、玉城町の住民さんはこういう状態で、みなさん寄り添いたいから特別職の私たちも報酬を減額する、議員のみなさんも協力してくれと、そういった要請はあると思います。今、町長が静観している以上、町民の多くの方が、困難に直面しているとはそうは私は考えられないと思います。そしてですね、持続化給付金制度ありますけども、これ利用している方いらっしゃいます、私の近所でもいました。そして、中小法人の方は上限額が200万円です。個人の事業主さんの方は100万円です。これ決して多いとは思いませんが、こういった制度もありますので、今はそれでしのいでいただいて、6月の町民税の状況を見て判断するのが正しい議員の責務だと思います。皆様には、今申し上げました全てを、議員としての責務であると理解していただいて、ご賛同いただけるものと信じておりま

す。以上、反対討論といたします。

○議長（山口 和宏） 賛成の討論はありませんか。

8番 北 守 君

○8番（北 守） 議長の許可をいただきましたので、発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスによるパンデミックが、世界中で爆発的に感染拡大しています。

いまや、世界経済も低迷し、欧米を中心にロックアウトする国等、感染症対策に懸命に取り組んでいるニュースが、連日報道されています。

日本においても、例外ではありません。GOTO トラベルの停止等、昨今、東京、大阪、名古屋、札幌等では市中感染、いわゆる町を歩いても感染するという、蔓延し、爆発的な感染が報告され、医療の崩壊、特に重症者の受け入れの体制が非常に危機的な状況にあるということで日本全体の問題で悪化するということで、賃下げや失業、倒産など生活に苦しんでいる方が増えていることも事実です。

当町においても、商店の売り上げや企業の業績の悪化、また雇止めなどコロナ禍の影響を受けていると聞いております。と言いますのは、ご存じのように補正予算を見ていただいたら、よくわかると思います。法人税が9,000万円も減額されておる。これは法人のいわゆる玉城町における法人の低迷あるいは減収ということで、9,000万円の減額補正をされていることも事実であります。また、具体的に言うならば私も聞いておりますけども、商店を閉めたとか、テイクアウトだけではとてもやっていけない。5人以上の会食は止めてくれとかいろんなことがありまして、なかなかそういうことでは生活が成り立たないと町内の声も聞いております。また、旅行業者においてもこの6月頃は大変苦しい時期を迎えました。やっと10月になってGOTO トラベルが解禁になったということで、ようやく目が明いたとかそういうふうなことで喜んでいた矢先に第3波がやってきたと、こういうこともありまして、当町においても決してコロナの影響はないと、どういう根拠かというそういうことを言うのはやっぱり議員をとしては町をあるいてしっかり聴いていただきたい。それから当町においても売り上げですけども、この現状を踏まえて人事院勧告というのは全国的なレベルで調査されました。当町も先月、臨時会で町長以下職員の期末手当が国の人事院勧告に準じて0.05か月減額されたわけですけど、これについてはですね、今までの労働運動の流れの中でこういうことが出てきて、下げる時もあれば上げる時もある。そういうことで昨年は上げました。これにも賛成しました。今回は全体的に0.05か月、公務員のほうが民間に比べて高いやねかということで、これは労使間の問題であって、決してあれではありませんけども、私はそういうふうな意味でやっぱり労働運動をしっかり勉強してから、この賛成反対の討論はしていただきたいなあとこのように思います。それからこういうふうな条件のなか、住民の代表である我々議員も、このような状況下において、6月には1人10万円の給

付金が支給されました。この時にですね、議会としてどうしていくのがいいのか、この給付金をもらわんという人もおりました。全額、その給付金を寄付しよやという話もありました。ところが寄付というのは、残念ながら厚生法の関係がありまして、そういうこともありましたけど、その辺のニーズを考えますとで5万円程度なら、そういうふうなことで、今回5万円ということが一つの目安で6万円ということになったんやないかと思っております。

医療機関、介護の職場で働く人たちのことは先ほど言われました。減額の理由は具体的に玉城町にはどんなことがあるんやということは、僕は役場でも失職された方を何名か採用されておるといふ事実もあります、ということから、言われましたように全員集めると78万円になりますけど、第3波の到来ということで議会としても、コロナ禍で頑張っておられる方々、本当に給料をもらっている方でも今まで10割もらっておったんですが、自宅待機とかいうことで6割ないしは8割程度、収入減になっていることも事実あります。これは聞いている範囲ですので、どうのこうのということはいえませんが、議会としての気持ちを町民の皆さんにお示しすることが何か必要ではないかと思っております。今回の発議の意義は、コロナ対策として広く町民の皆さんに役立てていただきたい。例えば商店の中でアルコール買うお金がない、役場のほうもアルコールの商店に対する補助もしました。1ケース6万円もするわけです。そういうふうなこともあって、非常に困ってる商店もたくさんありました。そういうふうな事情も考慮していただいて、発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議員各位において、状況を重々承知の上で、この発議にご理解をいただき、賛成されるようお願いいたします。皆さんの良識ある判断を期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（山口 和宏） 他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、発議第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成 6人 : 小林・北・前川・津田・谷口・福田）

（反対 5人 : 風口・奥川・中西・山路・渡邊）

挙手多数です。

したがって、発議第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

（午前9時46分 休憩）

（追加日程を配付する。）

(午前9時47分 再開)

◎追加日程1 選挙第2号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(山口 和宏) 再開します。

これより、追加議案の審議を行います。

○議長(山口 和宏) 追加日程第1 選挙第2号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

○議長(山口 和宏) お諮りします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員にわたくし、山口和宏を指名したいと思いますが、当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、山口和宏が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。当選の告知をいたします。

◎追加日程第2 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(山口 和宏) 次に、追加日程第2 発議第11号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

○議長(山口 和宏) お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査はすべて終了しました。

したがって、令和2年 第6回 玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、令和2年 第6回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりました挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案のすべての議案についてご承認を賜りましたこと、厚くお礼を申し

上げます。ご承知のとおり、コロナ感染急拡大をしております、改めまして個人個人の慎重な行動をお願いしていかなくやならんと思っております。玉城町といたしましても、玉城病院長と相談いたしまして、今まではPCR検査一部に限ってございましたけれども、広く希望の方に検査をしていただくような体制をとっております。今後、国の3次補正が閣議決定したわけでありまして、また、それに伴って町として対応していきやなくやならんということもございます。議員のみなさん方におかれましても引き続きのご協力を賜りたいと思っております。

もう1点この機会に、すでに議会事務局のほうへは連絡しておりますけれども、令和3年から向こう10年の現在作業を進めております第6次玉城町の総合計画の素案がまとまりましたものですから、町のみな様、議員のみな様がたからもご意見パブリックコメントを賜りたい、こういうことで準備をさせていただいておりますので、宜しくお願いを申し上げます。

今年もあと2週間で新しい年を迎えるところまで来たわけでございますけれど、どうぞ議員のみな様方におかれましても、町のみな様方におかれましても、新しい年が良い年であることを心から祈念申し上げて、閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

(午前9時53分 閉会)